

令和 7 年度

宇都宮市一般廃棄物処理実施計画

宇都宮市

目 次

はじめに

1 一般廃棄物処理実施計画について	1
（1）計画の目的	1
（2）計画期間	2
（3）対象区域	2
第1章 ごみ処理実施計画	3
1 基本指標の目標値	3
2 一般廃棄物の排出状況等	4
（1）排出量	4
（2）資源化量	5
（3）最終処分量	6
3 施策事業の取組	6
（1）《基本方針1》発生抑制・再使用の促進	7
（2）《基本方針2》資源循環利用の促進	12
（3）《基本方針3》適正な処理の推進	15
4 収集運搬・中間処理・最終処分体制	18
（1）収集運搬体制	18
（2）中間処理体制	22
（3）最終処分体制	26
第2章 生活排水処理実施計画	27
1 基本指標の目標値	27
2 施策事業の取組	28
（1）《基本方針1》生活排水処理施設整備の推進と効率的な運営管理	28
（2）《基本方針2》し尿・浄化槽汚泥等の適正な処理	31
3 収集運搬・中間処理・最終処分体制	33
（1）収集運搬体制	33
（2）中間処理体制	33
（3）最終処分体制	34

1 一般廃棄物処理実施計画について

(1) 計画の目的

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項及び廃棄物処理法施行規則第1条の3の規定に則り、年度ごとに策定し、本市の一般廃棄物処理基本計画（令和3年3月策定）に基づいて、令和7年度におけるごみ減量及びリサイクル、処理処分等について、必要な事項を定めるものである。

本計画に掲げた取組を着実に推進することで、SDGsの目標の達成に貢献し、持続可能なまちを目指す。

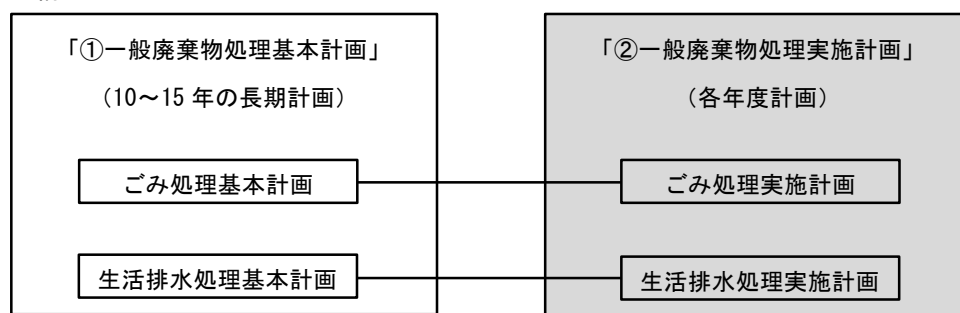
- 根拠法令 ○廃棄物処理法第6条第1項
 ○廃棄物処理法施行規則第1条の3

【一般廃棄物処理計画の構成】

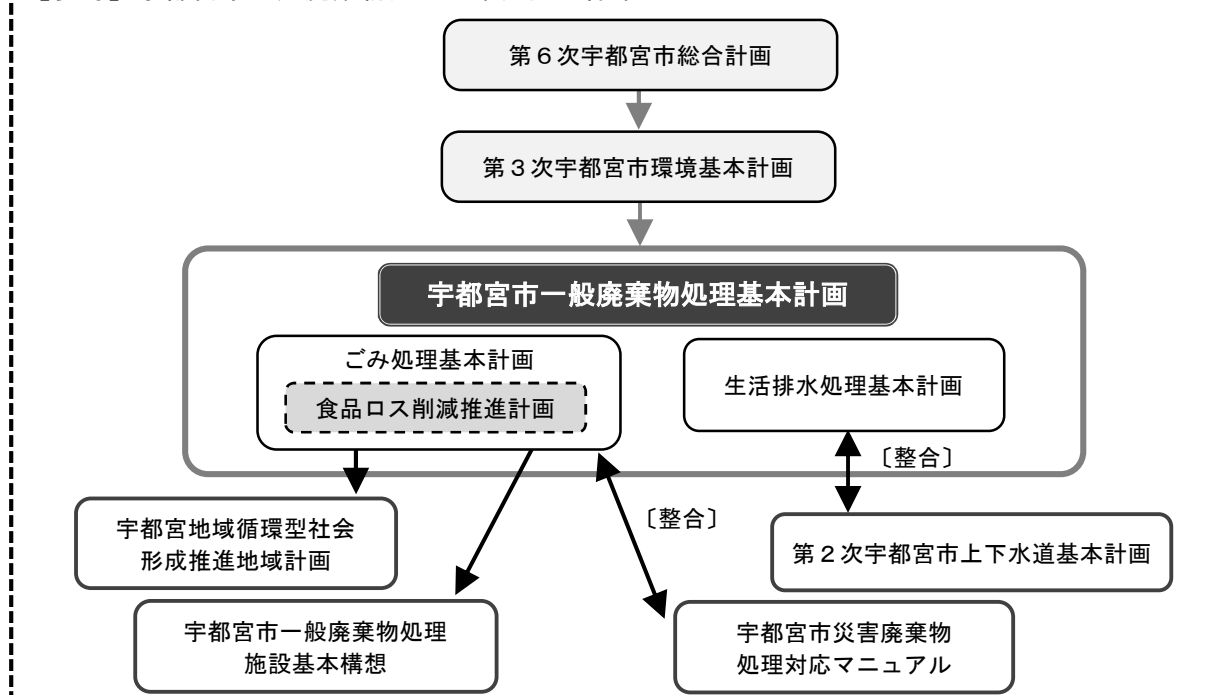
一般廃棄物処理計画は、

- ① 10～15年の長期的視点に立った基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）
- ② 基本計画に基づき年度ごとに定める計画（一般廃棄物処理実施計画）

から構成される



【参考】宇都宮市一般廃棄物処理基本計画の体系



【本計画と関係が深いSDGsの目標】

目標 6 安全な水とトイレを世界中に

目標 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに

目標 11 住み続けられるまちづくりを

目標 12 つくる責任 つかう責任

目標 13 気候変動に具体的な対策を

目標 14 海の豊かさを守ろう

目標 15 陸の豊かさを守ろう

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(2) 計画期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(3) 対象区域

宇都宮市全域

第 1 章 ごみ処理実施計画

1 基本指標の目標値

ごみ処理基本計画では、各施策事業の取組効果を客観的かつ定量的に点検・評価するため、基本指標とその目標値を下記のとおり設定している。

【基本指標 1】 一人 1 日当たり家庭系ごみ排出量（資源物以外）

人口の変化の影響を受けず、家庭から出るごみについて、市民一人ひとりの 3 R の取組効果を評価できる

【基本指標 2】 事業系ごみ排出量（資源物以外）

事業者の規模に左右されず、事業者全体における 3 R の取組効果を評価できる

【基本指標 3】 最終処分量（埋立量）

ごみの減量効果と中間処理後の資源化の効果を図り、最終処分量の削減効果を評価できる

※進捗傾向・・・基準値と短期目標とを比較し見込値（R6）の目標達成に向けた進捗状況を表すもの

※単年度の達成度の考え方

- ・ 通増型の指標（目標値が基準値より増加することが望ましいもの）・・・（実績値／目標値）× 100（％）
- ・ 通減型の指標（目標値が基準値より減少することが望ましいもの）・・・（目標値／実績値）× 100（％）



A : 100%以上,
B : 70%以上 100%未満
C : 70%未満

【基本指標 1】 一人 1 日当たり家庭系ごみ排出量（資源物以外）（g／人・日）

R 1 (基準値)		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7 (短期目標)	単年度 達成度
559	目標値	550	547	545	542	540	A
	実績値	587	542	524	見込値 534		

【基本指標 2】 事業系ごみ排出量（資源物以外）（t／年）

R 1 (基準値)		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7 (短期目標)	単年度 達成度
43, 425	目標値	42, 648	42, 253	41, 858	41, 455	41, 100	A
	実績値	38, 323	37, 907	39, 072	見込値 39, 091		

【基本指標 3】 最終処分量（埋立量）（t／年）

R 1 (基準値)		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7 (短期目標)	単年度 達成度
22, 648	目標値	20, 822	19, 919	18, 939	18, 053	17, 200	A
	実績値	18, 677	25, 212	17, 959	見込値 17, 759		

【参考】市域における資源化状況確認項目

市域における資源化量※

実績値（R5）28, 036t/年

※行政回収量＋集団回収量＋市内一般廃棄物許可業者における資源化量

2 一般廃棄物の排出状況等

(1) 排出量

令和7年度における区分ごとのごみ排出量は、下表のとおりとする。

ア ごみと資源物

区 分			2023（R5）年度 排出量（実績）	2024（R6）年度 見込	2025（R7）年度 見込
家 庭 系	資源物以外	焼 却 ご み	93,509	94,729	88,502
		不 燃 ・ 危 険 ご み	2,715	2,694	2,492
		粗 大 ご み	2,198	2,306	1,934
		小 計	98,423	99,729	92,928
	資 源 物	ペ ッ ト ボ ト ル	2,094	2,166	2,109
		び ん 缶 類	5,440	5,319	5,252
		プラ・白色トレイ	3,438	3,320	3,511
		紙 布 類	9,905	9,595	9,414
		小 計	20,878	20,400	20,286
		家 庭 系 計		119,301	120,129
事 業 系		資源物以外	焼 却 ご み	38,649	38,691
	不 燃 ・ 危 険 ご み		261	256	343
	粗 大 ご み		162	144	194
	小 計		39,072	39,091	39,512
	資 源 物	ペ ッ ト ボ ト ル	14	14	15
		び ん 缶 類	433	381	431
		プラ・白色トレイ	7	7	7
		紙 布 類	231	235	229
		小 計	686	637	682
		事 業 系 計		39,758	39,728
家 庭 系 ＋ 事 業 系		資源物以外	焼 却 ご み	132,158	133,420
	不 燃 ・ 危 険 ご み		2,977	2,950	2,835
	粗 大 ご み		2,360	2,450	2,128
	小 計		137,495	138,820	132,440
	資 源 物	ペ ッ ト ボ ト ル	2,108	2,180	2,124
		び ん 缶 類	5,874	5,700	5,683
		プラ・白色トレイ	3,445	3,327	3,518
		紙 布 類	10,137	9,830	9,643
		小 計	21,563	21,037	20,968
		家 庭 系 ＋ 事 業 系 計		159,059	159,857
集 団 回 収		4,919	4,695	4,695	
廃 食 用 油		31	31	31	
イ ン ク カ ー ト リ ッ ジ		1	1	1	
使 用 済 小 型 家 電		81	73	73	
剪 定 枝		933	922	1,040	
総 排 出 量		165,024	165,579	159,248	

※端数処理の関係で合計が合わない箇所があります。

※令和6年度の見込値は令和6年12月末までの実績を基に推計したもの。

イ その他の一般廃棄物

区 分	2023 (R5) 年度 排出量 (実績)	2024 (R6) 年度 見込	2025 (R7) 年度 見込
胞 衣 汚 物	1217.8 kg	650 kg	981 kg
動 物 の 死 体	3,665 頭	3,664 頭	3,630 頭

※令和 6 年度の見込値は令和 6 年 12 月末までの実績を基に推計したもの。

(2) 資源化量

区分ごとの資源化量は、下表のとおりとする。

(単位：t/年)

区 分	2023 (R5) 年度 排出量 (実績)	2024 (R6) 年度 見込	2025 (R7) 年度 見込
リサイクルプラザ	5,325	5,280	5,438
ペットボトル	1,400	1,368	1,331
金属類 (破碎・プレス)	2,892	2,996	3,135
ガラス類 (カレット) 等	1,033	916	972
エコプラセンター下荒針	2,545	2,893	2,639
プラスチック製容器包装	2,541	2,886	2,635
白色トレイ	4	7	4
(株)エスケーシー	10,104	9,816	10,592
紙布類	10,104	9,816	10,592
焼却処理後	1,281	1,802	1,093
焼鉄	213	189	164
溶融メタル	209	283	203
エコスラグ (溶融スラグ)	859	1,330	726
集 団 回 収	4,919	4,695	4,695
廃 食 用 油	31	31	31
インクカートリッジ	1	1	1
小型家電製品	81	73	73
剪定枝	933	922	1,040
羽毛布団	-	11	11
合 計	25,220	25,524	25,613

※端数処理の関係で合計が合わない箇所があります。

※令和 6 年度の見込値は令和 6 年 12 月末までの実績を基に推計したもの。

(3) 最終処分量

区分ごとの最終処分量は、下表のとおりとする。

(単位：t／年)

区分		2023 (R5) 年度 排出量 (実績)	2024 (R6) 年度 見込	2025 (R7) 年度 見込
排出量		165,024	165,579	159,369
最終 処 分 量	不燃残渣	4,553	4,318	4,885
	焼却主灰	5,778	6,289	5,666
	ばいじん	4,651	4,684	4,793
	熔融スラグ	2,977	2,468	3,035
	計	17,959	17,759	18,379

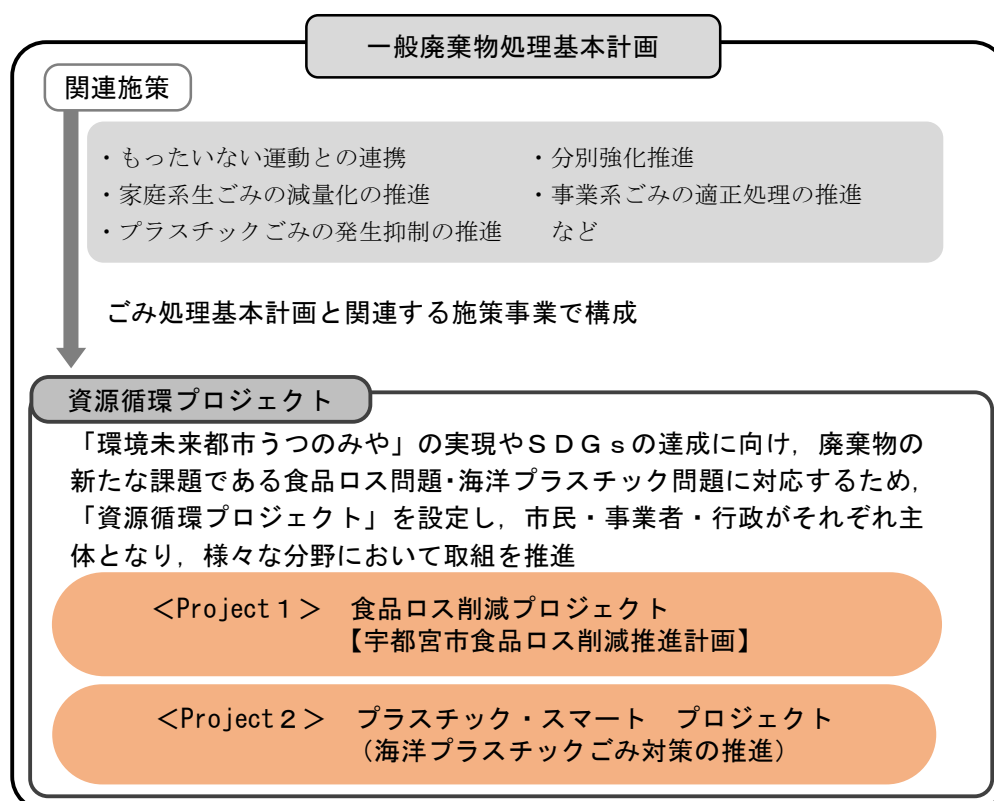
※端数処理の関係で合計が合わない箇所があります。

※令和6年度の見込値は令和6年12月末までの実績を基に推計したもの。

3 施策事業の取組

宇都宮市一般廃棄物処理基本計画では、3つの基本指標の達成を目指すため、3つの基本方針のもと、7つの基本施策と23の施策事業を展開しており、その実現に向けて令和7年度は以下のような取組を実施する。

また、廃棄物の新たな課題に対応するため、資源循環プロジェクトを新たに設定し、「プロジェクト1 食品ロス削減の推進」、「プロジェクト2 プラスチック・スマートプロジェクト（海洋プラスチックごみ対策の推進）」を掲げており、これらの施策について重点的に取組を推進する。



(1) ≪基本方針1≫発生抑制・再使用の促進

ア【基本施策1-1】普及啓発の推進

○取組指標 ごみ分別アプリ「さんあ〜る」のダウンロード数（件）

R 1 (基準値)		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7 (短期目標値)
26,463	目標値	31,400	36,400	41,400	46,400	51,000
	実績値	42,984	50,891	57,556	63,947 見込値	

○取組内容

施策事業	取組内容		
1 もったいない運動との連携	【取組方針】 もったいない運動の趣旨を取り入れた講座やイベント等を通じた、「もったいない」のこころ醸成のための普及啓発を図る。		
	取組内容	Project 12	
	・「もったいない」のこころの醸成を図るため、イベントやSNS、デジタルサイネージ等を活用し、もったいない運動の趣旨や実践を促進する事例の発信などにより、周知啓発を実施		
	・もったいない運動市民会議と連携しながら、分別講習会や環境出前講座等において、「もったいない残しま10!」運動やマイMy運動など、3R行動に関する周知啓発を実施		
	・食品ロス削減に向け、もったいない運動市民会議と連携したフードシェアリングサービスの活用を促進	●	
2 分別強化推進	【取組方針】 様々な機会や場、媒体を活用して、ターゲットを捉えた発生抑制・資源化の取組の効果的な周知啓発を行い、更なる分別協力度や分別精度の向上を図る。		
	取組内容	Project 12	
	・分別講習会や新聞折込チラシなどの様々な機会・媒体のほか、SNS広告などデジタルを積極的に活用したごみ分別に関する周知啓発の拡充		●
	・視覚障がい者に対して「資源物とごみの分け方・出し方」の「点字版」と「音声版」を配布し、周知啓発を実施		●
	・市の情報が伝わりにくい共同住宅世帯や外国人に対し、不動産管理会社や国際交流プラザ等との連携により、ごみの分け方・出し方の周知啓発を実施		●

3 環境教育の推進	【取組方針】 3 Rの重要性について理解を深め、環境配慮行動を実践できる人づくりを行うため、社会科補助教材の効果的な活用や、ライフステージに応じた出前講座・施設見学会などを開催し、様々な世代を対象とした環境教育の充実を図る。 <table><tr><th rowspan="2">取組内容</th><th colspan="2">Project</th></tr><tr><th>1</th><th>2</th></tr><tr><td>・小学校4年生を対象とした社会科補助教材の作成・配布</td><td>●</td><td>●</td></tr><tr><td>・関係企業等と連携を図り、各種出前講座における3 R促進のほか、「もったいない」の心の醸成を実施</td><td>●</td><td>●</td></tr></table>	取組内容	Project		1	2	・小学校4年生を対象とした社会科補助教材の作成・配布	●	●	・関係企業等と連携を図り、各種出前講座における3 R促進のほか、「もったいない」の心の醸成を実施	●	●			
取組内容	Project														
	1	2													
・小学校4年生を対象とした社会科補助教材の作成・配布	●	●													
・関係企業等と連携を図り、各種出前講座における3 R促進のほか、「もったいない」の心の醸成を実施	●	●													
4 家庭系生ごみの減量化の推進	【取組方針】 排出段階において水切りの徹底を励行するとともに、生ごみ処理機の利用拡大と継続利用を推進する。 <table><tr><th rowspan="2">取組内容</th><th colspan="2">Project</th></tr><tr><th>1</th><th>2</th></tr><tr><td>・様々な機会や場、媒体を活用して、生ごみの水切り徹底の周知</td><td>●</td><td></td></tr><tr><td>・家庭用生ごみ処理機の利用拡大と継続利用に向けた情報を発信</td><td>●</td><td></td></tr></table>	取組内容	Project		1	2	・様々な機会や場、媒体を活用して、生ごみの水切り徹底の周知	●		・家庭用生ごみ処理機の利用拡大と継続利用に向けた情報を発信	●				
取組内容	Project														
	1	2													
・様々な機会や場、媒体を活用して、生ごみの水切り徹底の周知	●														
・家庭用生ごみ処理機の利用拡大と継続利用に向けた情報を発信	●														
5 きれいなまちづくりの推進	【取組方針】 「宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例」に基づく巡回指導に加え、あらゆる機会を活用して、ごみのポイ捨て防止等について周知啓発し、市民が快適に暮らすことができる「きれいなまち宇都宮」を実現する。 <table><tr><th rowspan="2">取組内容</th><th colspan="2">Project</th></tr><tr><th>1</th><th>2</th></tr><tr><td>・美化推進重点地区内において、条例の路面標示による啓発やポイ捨て防止に向けた合同パトロールの継続 ・指導員による夜間巡回の実施</td><td></td><td>●</td></tr><tr><td>・様々な媒体（自治会回覧、市ホームページ、スマホアプリ、大型映像装置など）を活用したポイ捨て防止等の周知啓発</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・樹木繁茂やごみ屋敷などの近隣に迷惑となる事案について、居住者に対する継続した適正管理指導</td><td></td><td></td></tr></table>	取組内容	Project		1	2	・美化推進重点地区内において、条例の路面標示による啓発やポイ捨て防止に向けた合同パトロールの継続 ・指導員による夜間巡回の実施		●	・様々な媒体（自治会回覧、市ホームページ、スマホアプリ、大型映像装置など）を活用したポイ捨て防止等の周知啓発			・樹木繁茂やごみ屋敷などの近隣に迷惑となる事案について、居住者に対する継続した適正管理指導		
取組内容	Project														
	1	2													
・美化推進重点地区内において、条例の路面標示による啓発やポイ捨て防止に向けた合同パトロールの継続 ・指導員による夜間巡回の実施		●													
・様々な媒体（自治会回覧、市ホームページ、スマホアプリ、大型映像装置など）を活用したポイ捨て防止等の周知啓発															
・樹木繁茂やごみ屋敷などの近隣に迷惑となる事案について、居住者に対する継続した適正管理指導															

イ【基本施策１－２】発生抑制の促進

○取組指標 市が実施したフードドライブの参加者数（人）（食品ロス削減推進計画指標）

R 1 (基準値)		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7 (短期目標値)
121	目標値	400	400	400	400	400
	実績値	298	832	970	818 見込値	

○取組内容

施策事業	取組方針・内容																				
6 食品ロス削減の推進	【取組方針】 講習会等を通じた市民への意識啓発により、まだ食べられるのに廃棄される食品ロスを削減するため、市民一人ひとりの意識・行動変革に向けた周知啓発の強化や、外食・小売等の各事業者との連携による食べ切り・使い切りを推進する。 また、様々な機会を活用し、フードドライブの取組を市民へ周知啓発するとともに、フードドライブを活用し、食品ロスの発生抑制を推進する。																				
	<table><tr><th rowspan="2">取組内容</th><th colspan="2">Project</th></tr><tr><th>1</th><th>2</th></tr><tr><td>・本庁舎における食品の通年受付やイベント等における受付，事業者と連携したフードドライブの実施</td><td>●</td><td></td></tr><tr><td>・分別講習会や市ホームページ，広報紙等の様々な機会や媒体を活用した，食べきりや使い切りなどの食品ロス削減に関する周知啓発の実施</td><td>●</td><td></td></tr><tr><td>・「もったいない残しま10！」運動協力店やエコショップ等認定店の登録促進及び取組内容の情報発信</td><td>●</td><td></td></tr><tr><td>・ごみの適正処理に関する戸別訪問指導時の，事業者への食品ロス発生抑制や食品廃棄物の再生利用の周知啓発</td><td>●</td><td></td></tr><tr><td>・食品ロス削減に向け，もったいない運動市民会議と連携したフードシェアリングサービスの活用を促進</td><td>●</td><td></td></tr></table>	取組内容	Project		1	2	・本庁舎における食品の通年受付やイベント等における受付，事業者と連携したフードドライブの実施	●		・分別講習会や市ホームページ，広報紙等の様々な機会や媒体を活用した，食べきりや使い切りなどの食品ロス削減に関する周知啓発の実施	●		・「もったいない残しま10！」運動協力店やエコショップ等認定店の登録促進及び取組内容の情報発信	●		・ごみの適正処理に関する戸別訪問指導時の，事業者への食品ロス発生抑制や食品廃棄物の再生利用の周知啓発	●		・食品ロス削減に向け，もったいない運動市民会議と連携したフードシェアリングサービスの活用を促進	●	
	取組内容		Project																		
		1	2																		
	・本庁舎における食品の通年受付やイベント等における受付，事業者と連携したフードドライブの実施	●																			
	・分別講習会や市ホームページ，広報紙等の様々な機会や媒体を活用した，食べきりや使い切りなどの食品ロス削減に関する周知啓発の実施	●																			
	・「もったいない残しま10！」運動協力店やエコショップ等認定店の登録促進及び取組内容の情報発信	●																			
	・ごみの適正処理に関する戸別訪問指導時の，事業者への食品ロス発生抑制や食品廃棄物の再生利用の周知啓発	●																			
・食品ロス削減に向け，もったいない運動市民会議と連携したフードシェアリングサービスの活用を促進	●																				

7	家庭ごみ有料化の調査・研究	【取組方針】 ごみの減量化・資源化の推進や、排出量に応じた費用負担の公平性確保などの観点を踏まえ、検討する。 <table><tr><th rowspan="2">取組内容</th><th colspan="2">Project</th></tr><tr><th>1</th><th>2</th></tr><tr><td>・本市においてごみ有料化を導入した場合におけるごみ排出量, 最終処分量, 財政負担等の推計</td><td></td><td></td></tr></table>	取組内容	Project		1	2	・本市においてごみ有料化を導入した場合におけるごみ排出量, 最終処分量, 財政負担等の推計								
取組内容	Project															
	1	2														
・本市においてごみ有料化を導入した場合におけるごみ排出量, 最終処分量, 財政負担等の推計																
8	プラスチックごみの発生抑制の推進	【取組方針】 プラスチックごみの発生抑制に向け、I C T等を活用した効果的な周知啓発によりマイバッグやマイボトルの利用を促進するなど、代替可能な使い捨てプラスチックの使用削減を図るとともに、レジ袋の削減を図るため、「もったいないレジ袋削減運動」を市民・事業者・行政が一体となって推進する。また、事業者と連携した過剰包装の抑制や、詰替商品の利用促進などにより、容器包装廃棄物等の減量化を図る。 <table><tr><th rowspan="2">取組内容</th><th colspan="2">Project</th></tr><tr><th>1</th><th>2</th></tr><tr><td>・「プラスチック資源循環促進法」に基づくプラスチックとの上手な付き合い方の理解促進に向けた市民への周知啓発の実施</td><td></td><td>●</td></tr><tr><td>・エコショップ等認定店の登録促進及び取組内容の情報発信</td><td></td><td>●</td></tr><tr><td>・大規模・中規模事業所への戸別訪問時における、継続したプラスチックごみ発生抑制への取組意識の醸成</td><td></td><td>●</td></tr></table>	取組内容	Project		1	2	・「プラスチック資源循環促進法」に基づくプラスチックとの上手な付き合い方の理解促進に向けた市民への周知啓発の実施		●	・エコショップ等認定店の登録促進及び取組内容の情報発信		●	・大規模・中規模事業所への戸別訪問時における、継続したプラスチックごみ発生抑制への取組意識の醸成		●
取組内容	Project															
	1	2														
・「プラスチック資源循環促進法」に基づくプラスチックとの上手な付き合い方の理解促進に向けた市民への周知啓発の実施		●														
・エコショップ等認定店の登録促進及び取組内容の情報発信		●														
・大規模・中規模事業所への戸別訪問時における、継続したプラスチックごみ発生抑制への取組意識の醸成		●														

ウ【基本施策１－３】再使用の促進

○取組内容

施策事業	取組方針・内容														
9 リユース品の利用促進	【取組方針】 リユース品の利用を促進するため、市内における流通状況等を把握し、新たなリユースの可能性や利用促進に向けた方策等を検討する。														
	<table><tr><th rowspan="2">取組内容</th><th colspan="2">Project</th></tr><tr><th>1</th><th>2</th></tr><tr><td>・リーフレットの配布やホームページの活用によるリユースショップの紹介や利用方法等に関する情報発信を通したリユースに関する市民意識の醸成</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・粗大ごみのリユースに係る事業スキームの検討 ・粗大ごみ由来のリユース品の市場・市民ニーズの継続把握 ・リユース事業に活用する粗大ごみの選定</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・効果的なリユース事業に関する先進事例の情報収集</td><td></td><td></td></tr></table>	取組内容	Project		1	2	・リーフレットの配布やホームページの活用によるリユースショップの紹介や利用方法等に関する情報発信を通したリユースに関する市民意識の醸成			・粗大ごみのリユースに係る事業スキームの検討 ・粗大ごみ由来のリユース品の市場・市民ニーズの継続把握 ・リユース事業に活用する粗大ごみの選定			・効果的なリユース事業に関する先進事例の情報収集		
	取組内容		Project												
		1	2												
	・リーフレットの配布やホームページの活用によるリユースショップの紹介や利用方法等に関する情報発信を通したリユースに関する市民意識の醸成														
・粗大ごみのリユースに係る事業スキームの検討 ・粗大ごみ由来のリユース品の市場・市民ニーズの継続把握 ・リユース事業に活用する粗大ごみの選定															
・効果的なリユース事業に関する先進事例の情報収集															
10 粗大ごみの再生品販売	【取組方針】 利活用が可能な粗大ごみについて、修繕等を行い再生品として販売することで、リユースを推進する。また、新たな回収方法など、リユースの拡大についても検討する。														
	<table><tr><th rowspan="2">取組内容</th><th colspan="2">Project</th></tr><tr><th>1</th><th>2</th></tr><tr><td>・再生品販売を通じた「もったいない」のこころの醸成 ・利用者満足度の高い再生品の提供</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ホームページやSNSなど様々な媒体を活用したリユースの推進に向けた周知啓発の実施</td><td></td><td></td></tr></table>	取組内容	Project		1	2	・再生品販売を通じた「もったいない」のこころの醸成 ・利用者満足度の高い再生品の提供			・ホームページやSNSなど様々な媒体を活用したリユースの推進に向けた周知啓発の実施					
	取組内容		Project												
		1	2												
・再生品販売を通じた「もったいない」のこころの醸成 ・利用者満足度の高い再生品の提供															
・ホームページやSNSなど様々な媒体を活用したリユースの推進に向けた周知啓発の実施															

(2) 《基本方針2》資源循環利用の推進

ア【基本施策2-1】資源循環利用の推進

○取組指標 市が主体となって取り組む廃棄物系バイオマスの資源化量（t）※

R 1 (基準値)		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7 (短期目標値)
514	目標値	700	900	1,100	1,300	1,500
	実績値	1,075	815	1,191	1,167 見込値	

※剪定枝拠点回収量＋公共施設から排出される剪定枝資源化量＋廃食用油拠点回収量＋給食残渣資源化量（R6）

○取組内容

施策事業	取組方針・内容																	
11 拠点回収事業による資源化の推進	【取組方針】 清掃工場に持ち込まれた剪定枝を拠点回収し、事業者との連携によりチップ化することで、更なる資源化の拡大を図るとともに、市民配布などによる循環利用を促進する。また、家庭から排出される不用になった食用油、小型家電、インクカートリッジを拠点回収することで、焼却ごみの減量化、資源化を図る。																	
	<table><tr><th rowspan="2">取組内容</th><th colspan="2">Project</th></tr><tr><th>1</th><th>2</th></tr><tr><td>・剪定枝資源化の推進に向けた効果的な周知啓発の実施</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・スーパーや市有施設における廃食用油の拠点回収の推進</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・市有施設における使用済小型家電、インクカートリッジの拠点回収の推進</td><td></td><td>●</td></tr><tr><td>・市民のリサイクル意識の醸成に向けた拠点回収事業の周知啓発</td><td></td><td></td></tr></table>	取組内容	Project		1	2	・剪定枝資源化の推進に向けた効果的な周知啓発の実施			・スーパーや市有施設における廃食用油の拠点回収の推進			・市有施設における使用済小型家電、インクカートリッジの拠点回収の推進		●	・市民のリサイクル意識の醸成に向けた拠点回収事業の周知啓発		
	取組内容		Project															
		1	2															
	・剪定枝資源化の推進に向けた効果的な周知啓発の実施																	
	・スーパーや市有施設における廃食用油の拠点回収の推進																	
・市有施設における使用済小型家電、インクカートリッジの拠点回収の推進		●																
・市民のリサイクル意識の醸成に向けた拠点回収事業の周知啓発																		
12 公共施設における資源化の推進	【取組方針】 市有施設から発生する剪定枝などの資源化を図るとともに、更なる資源化を推進するため、清掃工場におけるバイオマス発電等の熱エネルギーの有効活用を図る。																	
	<table><tr><th rowspan="2">取組内容</th><th colspan="2">Project</th></tr><tr><th>1</th><th>2</th></tr><tr><td>・清掃工場における熱エネルギーの有効利用（ごみ発電）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・市有地から発生する剪定枝の資源化の推進</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・給食残渣資源化モデル事業（市内小中学校 8 校）の継続実施 ・本格実施（全小中学校 94 校）に向けた事業スキームの検討</td><td>●</td><td></td></tr><tr><td>・市関連施設から排出される生ごみの資源化に向けた先進事例の調査研究</td><td></td><td></td></tr></table>	取組内容	Project		1	2	・清掃工場における熱エネルギーの有効利用（ごみ発電）			・市有地から発生する剪定枝の資源化の推進			・給食残渣資源化モデル事業（市内小中学校 8 校）の継続実施 ・本格実施（全小中学校 94 校）に向けた事業スキームの検討	●		・市関連施設から排出される生ごみの資源化に向けた先進事例の調査研究		
	取組内容		Project															
		1	2															
	・清掃工場における熱エネルギーの有効利用（ごみ発電）																	
	・市有地から発生する剪定枝の資源化の推進																	
・給食残渣資源化モデル事業（市内小中学校 8 校）の継続実施 ・本格実施（全小中学校 94 校）に向けた事業スキームの検討	●																	
・市関連施設から排出される生ごみの資源化に向けた先進事例の調査研究																		

13	新たな資源循環の推進	【取組方針】	
		品目の特性に応じた資源化の可能性について、民間施設を活用するなど、新たな資源循環利用に向けた検討を行う。	
		取組内容	Project
			1 2
		・本市に適したプラスチック資源の中間処理手法、再商品化手法の検討	
		・プラスチック資源の分別収集・再商品化に係る先進事例情報収集	
		・プラスチック製品の資源化に向けた資源化方策の構築（プラスチック類の分別ルールや収集方法、資源化ルートなど）	●
		・新たな資源循環利用に係る先進事例情報収集	

イ【基本施策2-2】市民・事業者主体による資源化の促進

○取組指標 市民から依頼のあった分別講習会と出前講座の開催回数 (回)

R 1 (基準値)		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7 (短期目標値)
67	目標値	70 回以上	70 回以上	70 回以上	70 回以上	70 回以上
	実績値	11	56	46	55 見込値	

○取組内容

施策事業	取組方針・内容											
14 リサイクル推進員活動支援の推進	【取組方針】 研修会の開催や情報紙「みやくるりん」の発行等の事業を通して、地域のごみ問題や環境美化の中心的な役割を担うリサイクル推進員の活動を支援する。											
	<table><tr><th rowspan="2">取組内容</th><th colspan="2">Project</th></tr><tr><th>1</th><th>2</th></tr><tr><td>・研修会等の開催などによるリサイクル推進員の育成及び活動への支援</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・情報紙「みやくるりん」の発行</td><td></td><td></td></tr></table>	取組内容	Project		1	2	・研修会等の開催などによるリサイクル推進員の育成及び活動への支援			・情報紙「みやくるりん」の発行		
	取組内容		Project									
		1	2									
・研修会等の開催などによるリサイクル推進員の育成及び活動への支援												
・情報紙「みやくるりん」の発行												

15 エコショップ等の普及促進	【取組方針】 3 R活動に積極的に取り組む小売店，飲食店を「宇都宮市エコショップ」，「宇都宮市エコレストラン」として認定し，事業系ごみの減量化・資源化を図るとともに，ホームページ等を通じて認定店による3 R活動の取組紹介をすることで，市民や事業者の3 R行動の実践と定着を図る。														
	<table><tr><th rowspan="2">取組内容</th><th colspan="2">Project</th></tr><tr><th>1</th><th>2</th></tr><tr><td>・市ホームページ等を活用した認定店における取組内容等を紹介することで市民や事業者の3 R行動や食品ロス削減，プラスチックごみ削減等を推進</td><td>●</td><td>●</td></tr><tr><td>・フードシェアリング促進事業とエコショップ等認定制度の一体的な周知による更なる食品ロスの削減</td><td>●</td><td></td></tr></table>	取組内容	Project		1	2	・市ホームページ等を活用した認定店における取組内容等を紹介することで市民や事業者の3 R行動や食品ロス削減，プラスチックごみ削減等を推進	●	●	・フードシェアリング促進事業とエコショップ等認定制度の一体的な周知による更なる食品ロスの削減	●				
	取組内容		Project												
		1	2												
・市ホームページ等を活用した認定店における取組内容等を紹介することで市民や事業者の3 R行動や食品ロス削減，プラスチックごみ削減等を推進	●	●													
・フードシェアリング促進事業とエコショップ等認定制度の一体的な周知による更なる食品ロスの削減	●														
16 資源物集団回収の推進	【取組方針】 地域における資源物集団回収を通して地域コミュニティの活性化を図りながら，ごみの減量化・資源化を推進する。														
	<table><tr><th rowspan="2">取組内容</th><th colspan="2">Project</th></tr><tr><th>1</th><th>2</th></tr><tr><td>・指定回収者に対する補助金の交付</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・実施団体の活動強化に向けた効果的な支援策の実施</td><td></td><td></td></tr></table>	取組内容	Project		1	2	・指定回収者に対する補助金の交付			・実施団体の活動強化に向けた効果的な支援策の実施					
	取組内容		Project												
		1	2												
・指定回収者に対する補助金の交付															
・実施団体の活動強化に向けた効果的な支援策の実施															
17 事業系ごみの減量化・資源化の促進	【取組方針】 生ごみや剪定枝などの，民間の資源化施設を活用した資源化への誘導や，生ごみの減量化に向けた事業者への支援に係る検討など，事業系ごみの減量化・資源化を促進する。														
	<table><tr><th rowspan="2">取組内容</th><th colspan="2">Project</th></tr><tr><th>1</th><th>2</th></tr><tr><td>・ごみの適正処理に関する戸別訪問指導時の，事業者への食品ロス発生抑制や食品廃棄物の再生利用の周知啓発など様々な機会や媒体を活用した周知啓発</td><td>●</td><td></td></tr><tr><td>・ごみの適正処理に関する戸別訪問指導時の，事業者への「プラスチック資源循環促進法」に基づく事業系プラスチックごみ削減のための周知啓発</td><td></td><td>●</td></tr><tr><td>・食品ロス削減に向け，もったいない運動市民会議と連携したフードシェアリングサービスの活用を促進</td><td>●</td><td></td></tr></table>	取組内容	Project		1	2	・ごみの適正処理に関する戸別訪問指導時の，事業者への食品ロス発生抑制や食品廃棄物の再生利用の周知啓発など様々な機会や媒体を活用した周知啓発	●		・ごみの適正処理に関する戸別訪問指導時の，事業者への「プラスチック資源循環促進法」に基づく事業系プラスチックごみ削減のための周知啓発		●	・食品ロス削減に向け，もったいない運動市民会議と連携したフードシェアリングサービスの活用を促進	●	
	取組内容		Project												
		1	2												
	・ごみの適正処理に関する戸別訪問指導時の，事業者への食品ロス発生抑制や食品廃棄物の再生利用の周知啓発など様々な機会や媒体を活用した周知啓発	●													
・ごみの適正処理に関する戸別訪問指導時の，事業者への「プラスチック資源循環促進法」に基づく事業系プラスチックごみ削減のための周知啓発		●													
・食品ロス削減に向け，もったいない運動市民会議と連携したフードシェアリングサービスの活用を促進	●														

(3) ≪基本方針3≫適正な処理の推進

ア【基本施策3-1】適正な収集・処分体制の推進

○取組指標 行政収集及び工場への搬入予定日数に対して、安定的かつ適正に行政収集及び受け入れを行った日数の割合（％）

R 1 (基準値)		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7 (短期目標値)
100	目標値	100	100	100	100	100
	実績値	100	100	100	100 見込値	

○取組内容

施策事業	取組方針・内容		
18 ごみステーションの維持管理への支援	【取組方針】 自治会や集合住宅管理者等と連携しながら、ごみステーションの適正な維持管理が行われるよう支援する。		
	取組内容		Project
			1 2
	・自治会や集合住宅管理者等に対する適正排出に関する周知啓発の実施		
・GIS（地理情報システム）の活用による自治会や集合住宅管理者等との連携によるごみステーションの適正な維持管理を支援			
19 適正かつ効果的・効率的な収集運搬体制の確保	【取組方針】 作業効率や安全性等を考慮した適正な収集運搬体制を確保する。また、人口や社会情勢の変化、3Rの取組の進展や資源化技術の向上等を考慮しながら、安定した収集運搬体制を確保する。		
	取組内容		Project
			1 2
	・委託事業者への研修会の実施などを通じた、作業効率や安全性、衛生面等を考慮した適正な収集運搬体制の継続		
	・「ふれあい収集事業」の適切な実施		
・ごみ収集運搬業務委託の確実な実施			

20 適正な中間処理施設・最終処分場の維持管理	【取組方針】 ごみ処理・埋立処分を安定的に行うため、関係法令等を遵守し、適切に維持管理・整備を行う。																							
	<table><tr><th rowspan="2">取組内容</th><th colspan="2">Project</th></tr><tr><th>1</th><th>2</th></tr><tr><td>・クリーンパーク茂原リサイクルプラザにおける火災対策（火災対策設備の機能追加に向けた実施設計）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・各中間処理施設の各種機器類の点検，整備</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・環境等にかかる各種基準の遵守</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・最終処分場における適正な管理・運営の実施</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・市ホームページ等における施設の情報公開</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・施設見学者，施設利用者の受入</td><td></td><td></td></tr></table>	取組内容	Project		1	2	・クリーンパーク茂原リサイクルプラザにおける火災対策（火災対策設備の機能追加に向けた実施設計）			・各中間処理施設の各種機器類の点検，整備			・環境等にかかる各種基準の遵守			・最終処分場における適正な管理・運営の実施			・市ホームページ等における施設の情報公開			・施設見学者，施設利用者の受入		
	取組内容		Project																					
		1	2																					
	・クリーンパーク茂原リサイクルプラザにおける火災対策（火災対策設備の機能追加に向けた実施設計）																							
	・各中間処理施設の各種機器類の点検，整備																							
	・環境等にかかる各種基準の遵守																							
	・最終処分場における適正な管理・運営の実施																							
・市ホームページ等における施設の情報公開																								
・施設見学者，施設利用者の受入																								
21 災害廃棄物の適正処理に向けた対応	【取組方針】 災害廃棄物に対応するため、一時保管場所の確保や事業者との協力体制の構築など、収集から処分まで一貫した体制の一層の整備を行う。																							
	<table><tr><th rowspan="2">取組内容</th><th colspan="2">Project</th></tr><tr><th>1</th><th>2</th></tr><tr><td>・災害対応の円滑化・効率化・更なる向上を図るため、「災害廃棄物処理対応マニュアル」に基づく継続的な訓練等の実施</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・災害時の迅速な対応に向けた仮置き場所管課との調整，仮置き場リストの更新</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・関係課と連携した災害発生時の迅速な対応</td><td></td><td></td></tr></table>	取組内容	Project		1	2	・災害対応の円滑化・効率化・更なる向上を図るため、「災害廃棄物処理対応マニュアル」に基づく継続的な訓練等の実施			・災害時の迅速な対応に向けた仮置き場所管課との調整，仮置き場リストの更新			・関係課と連携した災害発生時の迅速な対応											
	取組内容		Project																					
		1	2																					
	・災害対応の円滑化・効率化・更なる向上を図るため、「災害廃棄物処理対応マニュアル」に基づく継続的な訓練等の実施																							
・災害時の迅速な対応に向けた仮置き場所管課との調整，仮置き場リストの更新																								
・関係課と連携した災害発生時の迅速な対応																								

イ【基本施策３－２】適正処理の推進

○取組指標 事業所への戸別訪問指導の実施率（％）

R 1 (基準値)		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7 (短期目標値)
100	目標値	100	100	100	100	100
	実績値	100	100	100	100	

見込値

○取組内容

施策事業	取組方針・内容																	
22 事業系ごみの適正処理の推進	【取組方針】 ごみを多量に排出する事業者を対象として、ごみの適正処理に関する戸別訪問指導を計画的に実施するとともに、清掃工場に搬入されたごみを展開調査して不適正ごみの搬入防止を図るなど、事業系ごみの適正処理を推進する。																	
	<table><tr><th rowspan="2">取組内容</th><th colspan="2">Project</th></tr><tr><th>1</th><th>2</th></tr><tr><td>・大規模事業所の「事業系一般廃棄物減量等計画書」の電子化による利便性の向上</td><td>●</td><td>●</td></tr><tr><td>・大規模・中規模事業所への戸別訪問による継続的な適正処理の指導</td><td>●</td><td>●</td></tr><tr><td>・不適正ごみ搬入防止のための展開調査（搬入・排出指導）を実施</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・産業廃棄物排出者向け講習会（県等との共催）による周知啓発</td><td></td><td></td></tr></table>	取組内容	Project		1	2	・大規模事業所の「事業系一般廃棄物減量等計画書」の電子化による利便性の向上	●	●	・大規模・中規模事業所への戸別訪問による継続的な適正処理の指導	●	●	・不適正ごみ搬入防止のための展開調査（搬入・排出指導）を実施			・産業廃棄物排出者向け講習会（県等との共催）による周知啓発		
	取組内容		Project															
		1	2															
	・大規模事業所の「事業系一般廃棄物減量等計画書」の電子化による利便性の向上	●	●															
	・大規模・中規模事業所への戸別訪問による継続的な適正処理の指導	●	●															
・不適正ごみ搬入防止のための展開調査（搬入・排出指導）を実施																		
・産業廃棄物排出者向け講習会（県等との共催）による周知啓発																		
23 不法投棄の未然防止、拡大防止の推進	【取組方針】 生活環境の支障となる不法投棄について「第3次宇都宮市不法投棄未然防止推進計画」に基づき、総合的に施策・事業を進め、地域の良好な環境保全を図る。																	
	<table><tr><th rowspan="2">取組内容</th><th colspan="2">Project</th></tr><tr><th>1</th><th>2</th></tr><tr><td>・自治会回覧や広報紙、市ホームページ等による適正処理の啓発と地域の取組事例の周知</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・監視パトロールによる巡回監視の継続 ・設置が容易なカメラ（移動式監視カメラ）の導入による突発的に発生する不法投棄への機動的な対応</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・地域住民が実施する監視活動、清掃活動への支援</td><td></td><td></td></tr></table>	取組内容	Project		1	2	・自治会回覧や広報紙、市ホームページ等による適正処理の啓発と地域の取組事例の周知			・監視パトロールによる巡回監視の継続 ・設置が容易なカメラ（移動式監視カメラ）の導入による突発的に発生する不法投棄への機動的な対応			・地域住民が実施する監視活動、清掃活動への支援					
	取組内容		Project															
		1	2															
	・自治会回覧や広報紙、市ホームページ等による適正処理の啓発と地域の取組事例の周知																	
・監視パトロールによる巡回監視の継続 ・設置が容易なカメラ（移動式監視カメラ）の導入による突発的に発生する不法投棄への機動的な対応																		
・地域住民が実施する監視活動、清掃活動への支援																		

4 収集運搬・中間処理・最終処分体制

(1) 収集運搬体制

家庭ごみについては，市の業務委託による収集運搬を基本とし，事業者から排出される一般廃棄物や市の業務委託で対応できない家庭からのごみについては，排出者による自己搬入や排出者から許可業者への委託による収集運搬とする。

ア 収集運搬等

(ア) 家庭系ごみ

本市の分別収集区分の 5 種 14 分別に基づき，次の体制で行う。

ごみ・資源物の種類		収集運搬		
		回数	排出方法	収集方法
焼却ごみ		週 2 回	・生ごみは，よく水を切る。 ・紙おむつの汚物は取り除く。	ステーション方式
不燃ごみ		週 1 回	・中身が入っている塗料缶などは，空にする。 ・傘などの棒状のもの（1 m まで）はひもで束ねる。 ・電池・電球等は取り外して危険ごみに出す。	
危険ごみ	電池類	週 1 回	・電極をセロハンテープ等で絶縁する。	
	その他危険ごみ		・蛍光灯や電球は割れないようにする。 ・ライターやスプレー缶は，ガスがなくなるまで使い切る。またスプレー缶は，風通しの良い屋外などで穴をあける。 ・刃物類の刃の部分は，紙やぼろ布で包む。	
粗大ごみ		随時	・自家用車等で，直接清掃工場に搬入する。 ・戸別有料収集（1 点 840 円，1 回 5 点まで）は，粗大ゴミ受付センターに事前予約し，指定された収集日の午前 8 時 30 分までに指定場所に置く。	戸別方式（有料）
資源物	新聞	週 1 回	・ひもで十文字にしぼる。	ステーション方式
	ダンボール		・粘着テープなどの異物を取り除き，たたんで一枚でもひもで十文字にしぼる。	
	雑誌，その他の紙		・ひもで十文字にしぼる。（雑誌） ・異物を取り除き，紙袋に入れてから，ひもで十文字にしぼるか，透明又は半透明のポリ袋に入れる。（その他の紙）	
	紙パック		・水洗いし，切り開き，乾燥させてから，ひもで十文字にしぼるか，透明又は半透明のポリ袋に入れる。	
	布類		・洗って，乾燥させる。 ・雨の日は排出しない。	
	びん缶類		・キャップを取り除き，水洗いする（割れたびんも可）。	
	ペットボトル		・キャップ，ラベルをはずしてすすぐ。（キャップ，ラベルはプラスチック製容器包装）	
	白色トレイ		・水洗いし，乾燥させる。	
	プラスチック製容器包装		・汚れを取り除く。 ・ボトルのキャップやポンプなどは外して一緒に出す。	

拠点回収等			
廃食用油	—	・ 所定の回収ボックスに入れる。 ・ 使用済油は軽くこしてから、ペットボトルなどキャップのある容器に入れる。 ・ 未開封の油は、そのまま封を開けない。	拠点回収
使用済小型家電	—	・ 所定の回収ボックスに入れる。(幅 50cm×高さ 15cm×奥行 30cm 未満) ・ 個人情報を含むデータは、削除する ・ 電池・電球等は取り外して危険ごみに出す。(取り外せない場合は電池がついたまま回収ボックスに入れる)	拠点回収, ピックアップ回収
インクカートリッジ	—	・ 所定の回収ボックスに入れる。	拠点回収
剪定枝	—	・ 太さ 10cm, 長さ 2.5m以内	拠点回収
その他			
動物死体	随時	・ 丈夫な袋又はダンボール箱に入れる。	戸別方式, 自己搬入 (有料)

(イ) 事業系ごみ

事業活動に伴って排出される事業系一般廃棄物については、排出者による自己搬入や一般廃棄物収集運搬許可業者への委託による搬入とする。

なお、2024（令和 6）年 12 月末現在の収集運搬業許可業者数は、158 者である。

イ ごみステーション

ごみステーションは、ごみの収集作業を安全かつ効率的に行うために設置しており、利用する住民が共同して清潔かつ適正に管理し、市は自治会や集合住宅管理者等と連携しながら、適正な維持管理が行われるよう支援する。

なお、2024（令和 6）年 12 月末現在のごみステーションの設置数は、17,813 か所である。

ウ ふれあい収集事業

ごみをごみステーションまで持ち出すことが困難な高齢者や障がい者に対し、戸別訪問によるごみ収集を実施する。

なお、2024（令和 6）年 12 月末現在の収集対象世帯数は、792 世帯である。

エ ごみの適正排出の徹底

ごみステーションを利用する場合は、ごみ種別ごとに分別し、決められた曜日に午前7時又は8時30分（一部地区を除く。）までに排出する。排出者及び許可業者が、市の処理施設に搬入する場合は、ごみ種別ごとの排出方法に準じて搬入する。

「焼却ごみ」、「不燃ごみ」、「危険ごみ（電池類）」、「危険ごみ（その他の危険ごみ）」、「布類」、「びん・缶類」、「ペットボトル」、「白色トレイ」、「プラスチック製容器包装」は、透明又は半透明のポリ袋に入れる。

オ 収集しないごみと処理方法

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づき再生利用等が義務付けられている、エアコン、テレビ（ブラウン管式、有機EL、液晶式、プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機については、資源化を進めていくため、違法業者による回収や不法投棄の抑制、啓発や処理方法の周知等を行う。

※資源有効利用促進法に基づく電池類の回収・処理は引き続き製造事業者等での引き取りを優先とする。

区分	例示	処理方法
家電リサイクル法対象製品	テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機	法に基づき、製造業者等が引き取る。
粉塵爆発の恐れがあるもの	大量の粉状のもの（小麦粉、たばこ葉くずなど）	処理可能な許可業者へ委託するなど、適正に処理する。
感染性のあるもの	注射針、血液が付着したガーゼ等（家庭から排出される医療行為に伴う廃棄物で感染のおそれがあるもの）	感染性廃棄物処理マニュアルに従い、医療機関等を通じて専門処理業者へ依頼する。
有害性のあるもの	農薬、薬品類	販売店による引き取り、処理可能な許可業者へ委託するなど、適正に処理する。
危険性のあるもの	プロパンガス・酸素ボンベ、バッテリー、消火器、火薬	
引火性のあるもの	溶剤、塗料、ガソリンや灯油等の揮発性の液体	
悪臭を発するもの	汚物、汚泥	
上記のほか、市が処理を行うことが困難であるもの、又は処理施設の機能に支障を生じるもの	自動車用タイヤ、スプリング入りマットレス・ソファ、ピアノ、畳、建築廃材、組立式物置、流し台、洗面台、ボイラー、浴槽、温水器、浄化槽、便器、ドラム缶、コンクリート片、耐火金庫、瓦、オートバイ（部品含む）、自動車（部品含む）等	

カ 資源物持ち去りの防止対策

次の取組により，資源物持ち去りの防止に努める。

- ・ 監視パトロールの実施
- ・ 常習者に対する警告，禁止命令，告発

キ ごみの持ち込み先

	家庭系ごみ						事業系ごみ			
	ごみ			資源物			粗大 ごみ（焼却・危険・不燃・ 布類	紙類（紙パックも含む）・ 布類	白色トレイ	プラスチック製容器包装・ プラスチック製容器包装・ 白色トレイ
	焼却ごみ	危険・不燃ごみ	粗大ごみ	びん・缶類 ペットボトル・	白色トレイ プラスチック製容器包装・	紙類（紙パックも含む）・ 布類				
クリーンパーク 茂原	○	○	▲	○	▲	×	▲	×	×	×
クリーンセンター 下田原	○	▲	▲	▲	▲	×	▲	×	×	×
(株)エスケーシー	×	×	×	×	×	○	×	○	×	×
エコプラセンター 下荒針	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○

- 【凡例】○：持ち込み可能
▲：持ち込み可能（数量，種類に制限あり）
×：持ち込み不可

ク 不法投棄ごみ

公共用地における不法投棄事案については，投棄者が特定できない場合には，拡大防止のため，市が速やかに投棄物を回収し処分する。

なお，2024（令和6）年12月末現在の不法投棄発生（認知）件数は137件であり，不法投棄事案の解決率は，98.5％（解決：135件）である。

(2) 中間処理体制

中間処理体制については、現行の焼却施設や資源化施設における適正な処理体制を継続する。

ア 中間処理体制

区分		処理方法	処理主体	上三川町 旧石橋地区※
焼	却	安定化、減容化及び熱回収のため焼却	直 営	○
不	燃	破碎後、資源化のため金属類の選別	直 営	○
危険 ごみ	蛍 光 灯	切断等	直 営	○
	電 池 類	資源化のため選別	直 営	○
	そ の 他	資源化のため金属類選別	直 営	○
粗大 ごみ	可 燃 性	破碎後、減容化及び熱回収のため焼却 ※剪定枝・羽毛布団については、資源化のため選別	直 営	○
	不 燃 性	破碎後、資源化のため金属類を選別	直 営	○
	紙 布 類	資源化のため選別、圧縮、梱包	委 託	×
	紙 パ ッ ク			
	び ん 缶 類		直 営	○
	ペ ッ ト ボ ト ル			○ (上三川町のみ)
	プラスチック製容器 包装・白色トレイ			
	廃 食 用 油	資源化のため選別、ろ過	民 間	×
	使用済小型家電	破碎後、資源化のため金属類の選別	民 間	×
	剪 定 枝	資源化のため破碎	委 託	○
胞 衣 汚 物		斎場において焼却	直 営	×
動 物 の 死 体		焼却	委 託	×

※ 旧石橋町区域については、令和5年度より家庭系ごみの直接搬入のみ

イ 焼却処理

(ア) 焼却施設の概要

名 称	クリーンセンター下田原	クリーンパーク茂原
所 在 地	下田原町 3 4 3 5 番地	茂原町 7 7 7 番地 1
焼 却 炉 の 種 類	全連続燃焼式	全連続燃焼式
処 理 能 力	95t×2 炉＝190t/日	130t×3 炉＝390t/日

(イ) 焼却処理量（2025（令和 7）年度計画値）

（単位：t／年）

区分	処理量			
	宇都宮市	上三川町 ^{※1.2} 旧石橋町区域	選別可燃残渣	合計
焼却ごみ	127,500	8,400	4,200	141,000
焼却減容量				125,150
焼却残渣量				11,300
溶融スラグ量 ^{※3}				3,280
資源物 (焼け鉄＋溶融メタル)				370

※1 上三川町、旧石橋町区域の焼却ごみはクリーンパーク茂原において処理

※2 旧石橋町区域については、令和5年度より家庭系ごみの直接搬入のみ

※3 溶融スラグの量には、エコスラグとして資源化するものを含む。

ウ 資源物（びん缶類・ペットボトル）・不燃ごみ等の処理

（ア）資源化施設の概要

名 称	リサイクルプラザ
事業主体	宇都宮市
所在地	宇都宮市茂原町 7 7 7 番地 1
仕 様	選別方法：機械選別＋手選別
処理能力	1 3 5 t / 5 h

（イ）資源化処理量（2025（令和 7）年度計画値）

区分	処理量		
	宇都宮市	上三川町 旧石橋町区域※	合計
資源物（びん・缶類）	5, 700	200	5, 900
資源物（ペットボトル）	2, 100	100	2, 200
不燃ごみ・危険ごみ	2, 800	200	3, 000
不燃性粗大ごみ	2, 100	100	2, 200
合 計	12, 700	600	13, 300
資 源 化 量			6, 000
委託処理等量			40
焼却施設への排出量			2, 730
不燃残渣量			4, 530

※旧石橋町区域については家庭系ごみの直接搬入のみ

エ 資源物（白色トレイ・プラスチック製容器包装）の処理

（ア）資源化施設の概要

名 称	エコプラセーター下荒針
事業主体	宇都宮市
所在地	宇都宮市下荒針町 2 6 7 8 番地 1 7 6
仕 様	破袋，選別，圧縮梱包
処理能力	3 6 t / 6 h

(イ) 資源化処理量（2025（令和7）年度計画値）

区分	処理量		
	宇都宮市	上三川町	合計
白 色 ト レ イ	7	1	8
プラスチック製容器包装	3,511	229	3,740
合 計	3,518	230	3,748
資 源 化 量			3,018
焼却施設への搬出量			730

オ 資源物（廃食用油）の処理

(ア) 資源化施設の概要

名 称	廃食用油資源化施設
事 業 主 体	宇都宮市
所 在 地	宇都宮市屋板町330番地
仕 様	選別、ろ過

(イ) 資源化処理量（2025（令和7）年度計画値）

廃食用油の回収量の2025（令和7）年度見込は、34,932ℓ／年である。

カ 資源物（紙布類・紙パック）の処理

(ア) 資源化処理の方法

民間事業者を選別、梱包を委託し、資源化を図る。

(イ) 資源化処理量

処理量の2025（令和7）年度見込は10,592t／年である。

キ 資源物（剪定枝）の処理

(ア) 資源化処理の方法

家庭から排出された剪定枝について、民間事業者へ破砕を委託し、資源化を図る。

(イ) 資源化処理量

処理量の2025（令和7）年度見込は1,040t／年である。

ク 資源物（小型家電）の処理

（ア） 資源化处理の方法

民間事業者に売払い，資源化を図る。

（イ） 資源化处理量

処理量の 2025（令和 7）年度見込は 73t/年である。

（３）最終処分体制

ア 最終処分量（2025（令和 7）年度計画値）

（ t ／年）

区 分	処分量
焼 却 残 渣	14,600
不 燃 残 渣	5,280
そ の 他	920
合 計	20,800

イ 最終処分場の概要

名 称	エコパーク下横倉
所 在 地	宇都宮市下横倉町 5 3 2 番地
埋 立 面 積	約 2. 6 h a
埋 立 容 量	約 2 9 0, 0 0 0 m ³
計 画 期 間	2 0 2 1（令和 2）年度～ 2 0 3 5（令和 1 7）年度

第2章 生活排水処理実施計画

1 基本指標の目標値

生活処理基本計画では、各施策事業の取組効果を客観的かつ定量的に点検・評価するため、基本指標とその目標値を下記のとおり設定している。

【基本指標1】 生活排水処理人口普及率

「公共下水道・農業集落排水処理施設・地域下水処理施設の整備が完了し、使用可能な区域の人口」及び「合併処理浄化槽を使用している人口」の行政人口に占める割合であり、生活排水処理施設の整備状況を評価できる。

【基本指標2】 生活排水処理率

「公共下水道・農業集落排水処理施設・地域下水処理施設を使用している人口」及び「合併処理浄化槽を使用している人口」の行政人口に占める割合であり、生活排水処理施設への接続状況を評価できる。

【基本指標1】 生活排水処理人口普及率（％）

R1 (基準値)		R3	R4	R5	R6	R7 (短期目標)	進捗傾向	単年度 達成度
98.7	目標値	99.4	99.7	99.8	99.9	100		B
	実績値	99.3	99.3	99.4	99.5			

【基本指標2】 生活排水処理率（％）

R1 (基準値)		R3	R4	R5	R6	R7 (短期目標)	進捗傾向	単年度 達成度
95.7	目標値	95.5	96.9	97.3	97.7	98.1		B
	実績値	96.0	96.7	96.8	97.0			

2 施策事業の取組

(1) 《基本方針1》生活排水処理施設整備の推進と効率的な運営管理

ア 【基本施策1-1】生活排水処理施設の整備推進

○取組指標 生活排水処理人口普及率（％）

R 1 (基準値)		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7 (短期目標)	進捗傾向	単年度 達成度
98.7	目標値	99.4	99.7	99.8	99.9	100		B
	実績値	99.3	99.3	99.4	99.5			

○取組内容

施策事業	取組方針・内容
1 公共下水道の整備推進	【取組方針】 公共下水道事業計画区域における令和7年度の管きょ整備の概成を目指すため、関連事業である土地区画整理事業との連携等により、未整備地区の計画的かつ効率的な整備を推進する。 【取組内容】 ・土地区画整理事業地区、上河内地区、河内地区における計画的な整備の実施 ・土地区画整理事業や道路事業と情報を共有した効率的な整備の実施
2 合併処理浄化槽の整備推進	【取組方針】 浄化槽整備区域において、単独処理浄化槽や汲み取りトイレからの転換を含む合併処理浄化槽の設置を促進するため、補助制度を継続するとともに、戸別訪問などの啓発活動の充実を図る。 【取組内容】 ・浄化槽設置費補助制度の継続実施と周知啓発 ・様々な広報媒体を活用した合併処理浄化槽による生活排水の適正処理の重要性に関する啓発 ・転換促進チラシや清掃業者を活用した補助制度の周知を実施 ・浄化槽法定検査の指定検査機関との情報共有や連携による啓発

イ 【基本施策１－２】生活排水処理施設への接続促進

○取組指標 生活排水処理率（％）

R 1 (基準 値)		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7 (短期目標)	進捗傾向	単年度 達成度
95.7	目標値	96.5	96.9	97.3	97.7	98.1		B
	実績値	96.0	96.7	96.8	97.0			

○取組内容

施策事業	取組方針・内容
3 生活排水処理施設への接続推進	【取組方針】 公共用水域の水質保全に向け、公共下水道及び農業集落排水処理施設の未接続世帯に対する周知啓発及び戸別訪問により、接続促進に取り組む。 【取組内容】 ・新規整備地区を対象とした、戸別訪問時の工事前説明の徹底による、新たな未接続者の発生防止策の実施 ・未接続世帯を対象とする啓発文書の配付、未接続理由に応じた接続指導、未接続状態が長期化している世帯への重点化など、効果的な戸別訪問の実施 ・指定工事店など、民間との協力体制による接続促進策の実施 ・接続工事資金の無利子融資あっせん制度の周知 ・戸別訪問を繰り返しても面会できなかった世帯にパンフレットを送付し、周知啓発を図る。

ウ 【基本施策１－３】生活排水処理施設の適正管理

○取組指標 浄化槽法第 11 条検査受検率(%)

R 1 (基準値)		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7 (短期目標)
72.1	目標値	75.4	78.4	81.3	84.3	87.3
	実績値	73.8	82.6	80.8	82.8	

取組内容

施策事業	取組方針・内容
4 生活排水処理施設の統廃合等の推進	【取組方針】 経済性や老朽度を踏まえ、ライフサイクルコストの低減を図るため、生活排水処理施設の公共下水道への接続による統廃合等を推進する。 【取組内容】 ・柳田地区の公共下水道への切替え
5 合併処理浄化槽の適正管理の推進	【取組方針】 市や保守点検業者などが保有する維持管理情報を一元化した浄化槽台帳を整備し、浄化槽法で定められている法定検査の受検率向上や、浄化槽の維持管理状況に応じた的確な指導に取り組む。 【取組内容】 ・法定検査の未受検者に対する受検促進通知の送付 ・浄化槽法定検査の指定検査機関と連携した維持管理の必要性に関する啓発の実施 ・浄化槽台帳システムを活用した適正管理のための体制構築

（２）《基本方針２》し尿・浄化槽汚泥等の適正な処理

ア 【基本施策２－１】安定した収集運搬の推進

○取組内容

施策事業	取組方針・内容
6 安定した収集運搬の実施	【取組方針】 収集運搬量の変動に対応しながら，し尿については全市業務委託，浄化槽汚泥については許可業者による，効果的で効率的な収集運搬を実施する。 【取組内容】 ・業務委託による安定したし尿収集運搬の実施 ・許可業者による効果的で効率的な浄化槽汚泥収集運搬の実施

イ 【基本施策２－２】安定した中間処理体制の推進

○取組指標 し尿・浄化槽汚泥処理量（kℓ/日）

R 1 (基準値)		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7 (見通し値)
115.8	見通し値	109.4	100.8	90.7	82.0	73.2
	実績値	120.9	119.5	115.5	116.4	

○取組内容

施策事業	取組方針・内容
7 安定した中間処理の実施	【取組方針】 収集運搬したし尿・浄化槽汚泥の処理について，受入施設を適正に維持管理し，効果的で効率的な中間処理を実施する。 【取組内容】 ・適切な点検管理による受入施設や汚泥処理施設の適正な維持管理の実施

ウ 【基本施策２－３】安定した最終処分の推進

○取組指標 し 渣焼却灰埋立量 (t/年)

R 1 (基準値)		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7 (見通し値)
—	見通し値	5 5 . 9	5 1 . 5	4 6 . 3	4 1 . 9	3 7 . 4
	実績値	5 2 . 3	6 1 . 1	5 9 . 0	5 9 . 4	

○取組内容

施策事業	取組方針・内容
8 安定した最終処分の実施	【取組方針】 中間処理工程で発生したし 渣焼却灰について、適正かつ安定した最終処分を実施する。 【取組内容】 ・浄化槽汚泥等受入施設から発生するし 渣を、クリーンパーク茂原で焼却処理後、エコパーク下横倉において埋立処分を実施

3 収集運搬・中間処理・最終処分体制

(1) 収集運搬体制

快適な生活環境を確保するため、安全・確実に収集運搬を下表のとおり実施する。

ア 収集運搬量（2025（令和7）年度計画値）

（単位：kl／日）

区 分	収集運搬量
し 尿	9.5
浄 化 槽 汚 泥	63.7
合 計	73.2

イ 収集運搬体制

区 分	収集主体	収集区域	収集回収	収集方法
し尿	委託	市内全域	原則として 月1回	戸別収集
浄化槽汚泥	許可	市内全域	必要の都度	戸別収集

(2) 中間処理体制

ア 処理施設の処理量（2025（令和7）年度計画値）

（単位：kl／日）

区 分	処 理 量
し 尿	9.5
浄 化 槽 汚 泥	63.7
合 計	73.2

イ 処理施設の概要

名 称	川田水再生センター
所 在 地	宇都宮市川田町240番地
施 設 名	浄化槽汚泥等受入施設
処 理 能 力	172.4kl／日

ウ 中間処理体制

川田水再生センターの浄化槽汚泥等受入施設において前処理（ごみの除去）を行う。

(3) 最終処分体制

前処理したし尿等については、川田水再生センターにおいて下水と一体処理した後、資源化を行い、除去したごみについては、クリーンパーク茂原で焼却し、最終処分場であるエコパーク下横倉において埋立処分を行う。

埋立処分の対象となるし渣の 2025（令和 7）年度の見込は、37.4 t／年である。